

## 純国産絹マーク管理規程の解釈運用について

- 1 家庭用品品質表示法に基づく「繊維製品品質表示規程」との整合性を図り、繊維製品品質表示規程第7条に規定する生糸以外の繊維の生糸全体に対する混用率が5パーセント以下のものは、規程第3条柱書きの「絹製品」と解するものとする。逆に、5パーセントを超えるものは、「絹製品」ではなく、純国産絹マークの表示の対象とはならない。なお、繊維以外の素材の使用は、絹製品と認められる範囲内において認められるものとする。
- 2 絹製品の一部に国産生糸以外の生糸を使用する場合には、その使用割合の如何を問わず、当該生糸部分が規程第3条1項1号の「国産の繭から繰糸した生糸」には該当しないため、純国産絹マークの表示の対象とはならない。
- 3 絹製品の一部又は全部に野蚕糸を使用する場合であっても、原料とする野蚕が国産であれば、純国産絹マークの表示の対象となる。
- 4 規程第3条1項1号の白生地にはきものの表地になる白生地の他にきものの裏地（胴裏、八掛、比翼地）、長襦袢地を含むものとする。
- 5 規程第3条1項2号の「服飾品」には、人が身につけるストッキング、靴下、スカーフ、ショール、マフラー、サポーター、下着等が含まれるものとする。